

基政発 1206 第 1 号
基監発 1206 第 1 号
国自貨第 5 0 0 号
令和 6 年 1 2 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿
各地方運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監督課長
国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課長

令和 6 年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」 の実施事項について

平成 27 年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）では、自動車運転業務への時間外労働の上限規制適用が開始されるまでの間に、長時間労働抑制に向けた環境整備を図るため、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の策定や「パイロット事業」等の実証事業による取組の深掘り、さらに、荷待ち件数が特に多い輸送分野において、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んできたところである。

一方、令和 6 年 4 月から自動車運転の業務について時間外労働の上限規制が適用されたことや、物流効率化や取引環境適正化を図るため荷主や物流事業者に対する規制措置の導入等を定める「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号）」（以下「改正物流法」という。）が令和 6 年 4 月に成立したことにより、本協議会の議論の前提となる状況が大きく変化することとなった。

改正物流法は令和 7 年 4 月に施行される予定であることから、その施行に向けて、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が認識を共有し、引き続き取引環境・労働時間の改善に一丸となって取り組んでいくことができるよう、令和 6 年度の地方協議会を下記のとおり開催されたい。

なお、中央協議会は、第 17 回を令和 6 年 12 月 25 日に、第 18 回を、令和 7 年度第 1 四半期中の開催を予定しているため、今後の地方協議会の開催時期を検討するに当たって参考とされたい。

記

1 地方協議会の概要について

(1) 開催時期について

地方協議会は、改正物流法の施行に向けた周知の場として有用なものとなるよう、原則として令和6年度中に開催することとするが、構成員との日程調整上の都合から令和6年度中の開催が困難な場合には、令和7年度の早期に開催することとしても差し支えないこと。なお、既に令和6年度地方協議会（1回目）を開催している場合は、再度本通達に基づく令和6年度地方協議会（2回目）の実施の必要はないが、改正物流法の施行に向けた周知の場とするよう、令和7年度地方協議会は、令和7年度の早期に開催すること。

(2) 議題について

下記2「重点取組事項」のとおりとすること。

なお、令和6年度中に地方協議会を開催するに当たって、改正物流法の周知を確実に行う観点から、地方運輸支局（以下「運輸支局」という。）は、下記2(1)②「各省庁による取引環境と長時間労働の改善に関する施策」において、議題として同法に関する内容を必ず取り上げ、説明を行うこととするが、その他の下記2(1)の議題については、柔軟に設定することとして差し支えないこと。

(3) 構成員について

一部の地方協議会においては、メンバー構成等が長らく固定化している場合や、トラック運送事業者として大手事業者のみが参加することで、中小のトラック運送事業者が抱える課題について同協議会で十分に共有できていない場合が見られる。

そのため、各地方協議会事務局（運輸支局、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び都道府県トラック協会をいう。以下同じ。）は、協議会での闊達な議論や課題解決の促進、新たな視点に加え、スリム化による事務負担の軽減等を図る観点から、地方協議会のメンバー構成等について改めてこの機会に必要な見直しを検討すること。

(4) 複数地方協議会間の合同開催について

地方協議会は、都道府県ごとに開催してきたところであるが、例えば長距離トラック輸送に係る発荷主・着荷主・トラック運送事業者間での認識共有を図るなど、単一の都道府県エリア内だけでは完結しない課題もあるため、複数地方協議会間での合同開催も考えられる。

合同開催を希望する地方協議会は、合同開催する相手の地方協議会及び国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課（以下「貨物流通事業課」という。）に連絡した上で、適宜調整を進めること。また、貨物流通事業課においても、関係者と連携しながら、適宜支援を行う。

2 地方協議会の重点取組事項について

下記(1)を議題とすることとし、(2)及び(3)については、運輸支局及び都道府県トラック協会が必要と認める場合に追加すること。

(1) 地方協議会構成員間の情報共有や報告について

① 取引環境及び労働時間に関する現場の実態

令和6年4月以降のトラック輸送の現場で変化や課題に対する対応策について、トラック運送事業側と荷主側の双方から実態等を報告させ、その内容を共有すること。

なお、中央協議会での実態に関する報告事項や各地方運輸局、各都道府県トラック協会等が実施したトラックドライバーの労働実態に関する調査結果等があれば共有すること。

② 各省庁による取引環境と長時間労働の改善に関する施策

運輸支局及び労働局は、下記3「地方協議会における運輸支局及び労働局からの周知事項について」により、取引環境や長時間労働の改善に関する施策を共有すること。

③ トラック運送事業者に対する労働時間等説明会

労働局においては、今後における各労働基準監督署（以下「署」という。）で開催されるトラック運送事業者向けの労働時間等説明会における周知事項について、必要な意見交換を行うこと。

なお、本説明会は、改正物流法に関する周知を行うに当たって有用な機会であることから、各地方運輸局貨物課等は、必要に応じて同説明会において改正物流法や貨物運送事業を取り巻く諸情勢について説明の機会を設けることを検討すること。

(2) 輸送分野別の検討について

① 対象輸送分野

これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。検討の対象とする輸送分野（以下「対象輸送分野」という。）は、各地域の実情に応じ、特に必要と認めたものを選定すること。

② 対象輸送分野と実証事業の関係

令和7年度に実証事業を実施しようとする地方協議会は、当該実証事業に関わる輸送分野を対象輸送分野として選定すること（その上で他の輸送分野も検討の対象とすることは差し支えない。）。

(3) 実証事業について

① 実証事業の実施に向けた調整

令和6年2月に実施した令和6年度実証事業の実施希望調査において、実証事業の実施を希望した場合は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、荷主やトラック運送事業者と協同して、各地方の状況に応じた課題解決の方策に向けた実証事業を実施すること。

実証事業の対象集団の選定に当たっては、実施地域におけるサプライチェーンに関係する発着荷主、貨物自動車運送業の元請事業者（以下「元請事業者」という。）及び下請事業者等、実証事業の実施に必要な関係者を選定することとし、特に、着荷主が参画するように努めること。

実証事業の効果検証は定量的に評価するとともに、可能な限り環境負荷軽減の観点（CO2排出量など）からも効果検証を行うよう検討すること。

令和6年度当初に「自動車運送事業市場環境整備推進調査費」を配賦された地方運輸局等においては、コンサルティング業務を受託する事業者（以下「受託業者」という。）との契約など必要な調整を進めること。

実証事業を実施する場合は、事業を実施する対象集団、実施地域、実施内容、実施希望時期の調整結果を地方協議会に諮った上で、管轄する地方運輸局等に報告すること。

地方運輸局等は令和7年1月31日（金）までに各地方協議会で実施する実証事業について、貨物流通事業課まで報告すること。

② 実証事業の検討体制

実証事業を実施する場合は、対象集団を構成する事業者及び受託業者等と連携を密にして、問題点の把握や改善方法の検討・提案等を行うこと。また、地方協議会は対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、荷主やトラック運送事業者の生産性向上や取引適正化が図られるよう必要な助言等を行うこと。

③ 実証事業の実施内容

実証事業の実施内容は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題、その他物流業界で広く課題と認識されている課題（人材不足等）等について、サプライチェーン全体で課題解決に取り組むもの、地域特有の輸送品目や課題が顕在化している輸送品目に関して取り組むもの、影響力の大きい荷主と連携して課題解決に取り組むべきもの等に区分して実施内容を調整することが望ましいこと。

また、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の実現可能性やその実現のための所要期間、費用対効果の見込みについても提示させることで、荷主と運送事業者の費用負担面や労務負担面も考慮した取引環境の適正化等を促すものとする。

④ 実証事業の公表

実証事業の取組内容は、地方協議会で共有し公表する予定であることについて、参画する荷主やトラック運送事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、匿名としても差し支えないこと。

3 地方協議会における運輸支局及び労働局からの周知事項について

下記(1)乃至(11)について、原則として、(4)②、(5)及び(6)については労働局において、それ以外については運輸支局において分担することとするが、分担以外の項目についても、必要に応じて適宜連携しながら周知・共有を行うこと。

(1) 商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容等の「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づく取組について

令和5年3月31日に設置された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において、令和5年6月2日に「物流革新に向けた政策パッケージ」(※1)が策定され、このうち緊急に取り組むべき事項を具体化した「物流革新緊急パッケージ」(※2)については令和5年10月6日に策定された。

さらに、「物流革新に向けた政策パッケージ」については、令和6年2月16日に「2030年に向けた中長期計画」(※3)が策定されて各取組の行程表が示されるとともに、同年7月25日には、進捗状況と今後の対応について報告された(※4)。

これら取組について、地方協議会において周知すること。

※1 物流革新に向けた政策パッケージ

(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf

※2 物流革新緊急パッケージ

(令和5年10月6日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/kinkyu_package_1006.pdf

※3 2030年に向けた中長期計画

(令和6年2月16日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/20240216.pdf

※4 「物流革新に向けた政策パッケージ」の進捗状況と今後の対応

(令和6年7月25日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議配布資料)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/dai5/siryou.pdf

(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について

改正物流法が令和6年5月15日に公布され、そのうち、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)(「物資の流通の効率化に関する法律」に法律の名称を変更)(以下「新物効法」という。)の改正として、荷主企業・物流事業者間における物流負荷の軽減等に向けた規制措置が盛り込まれ、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての発着荷主及び物流事業者に対し、荷待ち・

荷役等時間の削減等のために取り組むべき措置についての努力義務等が課される。この施行に向けて、国土交通省、経済産業省、農林水産省において、令和6年6月から「交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」が開催され、新物効法に基づく基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等の内容について審議し、当該合同会議の取りまとめを策定した。今後、新物効法に基づく政令、省令、告示等において基本方針、判断基準、特定事業者の指定基準等が定められることとなる。

さらに、多重下請構造の是正を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）を改正し、元請事業者に対し、実運送体制管理簿の作成を義務付けるとともに、荷主・トラック運送事業者等に対し、運送契約締結時等の書面交付を義務付けることとしている。また、トラック運送事業者等に対し、下請事業者への発注適正化に係る努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付けることとしている。

こうした法令等に基づく規制的措置の導入に先立ち、令和5年6月に経済産業省、農林水産省、国土交通省において「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（※）を策定し、荷待ち時間削減、荷役作業の効率化、適正な運送契約の締結についての取組を示している。

改正物流法の円滑な施行に向けて、当該ガイドラインに基づく取組を更に促していけるよう、これらについては地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に積極的に周知すること。

※ 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン（令和5年6月2日）

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612798.pdf>

(3) 適正な運賃収受について

① 「標準的運賃」及び「標準貨物自動車運送約款」の改正について

令和6年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準貨物自動車運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正された（※）。

「標準的運賃」を契機として荷主とトラック運送事業者の「取引の適正化」を図るためには、トラック運送事業者が「標準的運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人件費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていくうえで必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠である。

また、荷主等がトラック運送事業者から燃料費等の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下記(4)①のトラック・物流Gメンによる「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象となるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法に違反するおそれがある。

今般の燃料価格等の上昇により、トラック運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、トラック運送事業者の適正な運賃収受について、一層の促進を図るため、燃料サーチャージの導入を含む「標準的運賃」の設定等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しが行われるよう、地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に積極的に周知すること。

- ※ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和6年国土交通省告示第209号）
標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）

② 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について

昨今の物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要だが、その一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（※）（以下「本指針」という。）が策定された。

本指針において、「標準的運賃」は、労務費転嫁に関する交渉の根拠資料の例のひとつとされているところ、発注者と受注者がそれぞれの立場で労務費の転嫁を通じた取引の適正化に取り組むことが求められていることから、それぞれの立場を所管する省庁が連名で、発注者と受注者に同じ内容の通知を发出することが重要であり、トラック運送事業者等が労務費の転嫁の交渉を行う際の材料のひとつとして用いられることを目的に、令和6年5月29日付事務連絡により国土交通省から全日本トラック協会あて、経済産業省及び農林水産省から両省所管の関係荷主団体あて通知し、関係省庁が連名で作成した「標準的運賃」のリーフレットを添付し周知したところ。

これらについて、地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に積極的に周知すること。

併せて、取り分けトラック運送事業者にも大きく関係する以下の施策についても、同様に周知すること。

- ・ パートナシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について（令和3年12月27日付閣議了解別紙2）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf
- ・ 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html
- ・ 下請取引適正化、価格交渉・価格転嫁に関する中小企業庁の取組
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html#tenka_torihiki_tekiseika
- ・ パートナシップ構築宣言 <https://www.biz-partnership.jp/>
- ・ 燃料油価格激変緩和対策事業 <https://nenryo-gekihenkanwa.go.jp/>
- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>

※ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html

(4) 荷主等への要請について

① 国土交通省による荷主等への「働きかけ」

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等（元請事業者を含む。以下同じ。）に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主等の配慮が重要であることから、国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課、各地方運輸局等自動車交通部貨物課等及び交通政策部環境・物流課並びに各地方運輸支局等職員からなる「トラック・物流荷主特別対策室」を設置し、適正な取引を阻害する疑いのある発着荷主や元請事業者（以下「発着荷主等」という。）への監視体制を構築した。

トラック・物流Gメンは、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主等への「働きかけ」を行っており、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業など荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由等がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行うことになっており、これまでに働きかけ 955 件、要請 176 件、勧告 2 件（令和6年10月現在）を実施した。

また、令和6年8月には地方貨物自動車運送適正化事業実施機関にGメン調査員を設置した。Gメン調査員はトラック・物流Gメンと連携し、トラック運送事業者からの情報収集や発着荷主等へ調査及び監視を行い、巡回指導などを通じて得た情報を定期的にトラック・物流Gメンへ報告し、運輸局・運輸支局が実施する発着荷主等への働きかけ・要請などにつなげている。

このような違反原因行為の疑いのある情報の提供先として、「悪質な荷主に関する通報窓口（目安箱）」（https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html）、全国の「トラック・物流荷主特別対策室（トラック・物流Gメン）」

（<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001755125.pdf>）を地方協議会においても十分に周知し、積極的な情報提供の呼びかけを行うこと。併せて、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導等においても情報収集に努めていることについても周知すること。

② 署による発着荷主等への要請等

発着荷主等に対する取組として、

ア 労働局に編成した荷主特別対策担当官を中心とした「荷主特別対策チーム」が、発着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ちの改善や令和4年12月に改正された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）の周知及び遵守への協力を要請するとともに、「標準的運賃」及び「改正物流法」等について周知していること

イ トラック・物流Gメンによる「働きかけ」等のうち、長時間の恒常的な荷待ちを発生させていることが疑われる事案については、同担当官も参加するなど、労

働局においてもトラック・物流Gメンとの連携を強化していること
について地方協議会においても共有すること。

(5) トラック運転者に関する国民向けの周知広報について

厚生労働省本省において、国民向けに、「建設業・ドライバー・医師の時間外労働の上限規制 特設サイト はたらきかたススめ」(<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>)を開設し、周知広報動画を通じて、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化に向けた取組のほか、再配達削減に向けた取組について、理解と協力を呼びかけているところ、令和6年11月5日に同特設サイトにおいて、新たな周知広報動画の公開を行った。引き続き、地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に積極的に周知すること。

(6) 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトについて

厚生労働省において、荷主・トラック運送事業者向けに、「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>)を開設しているところ、令和6年7月に同ポータルサイトを改修し、新コンテンツとして、「物流情報局」(荷主向け：<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipper> トラック運送事業者向け：<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck/shipping>)を設けた。

「物流情報局」においては、時間外労働の上限規制や、改善基準告示に関する情報だけでなく、上記(2)の改正物流法等についても情報を発信しており、今後も随時更新を予定している。

引き続き、地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に積極的に周知すること。

(7) 「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドラインについて

令和3年4月に改訂した「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、国税庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で関係する業界団体に対して同年5月に周知の依頼を行ったところであるが、本ガイドラインは、こうした荷を取り扱う上での荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化に資するものであることから、上記(2)の改正物流法の施行に向けた取組を促すためにも、引き続き、地方協議会においてもこれらのガイドラインを周知すること。

なお、これらのガイドラインは、輸送品目ごとに示している課題や改善策が異なることから、関係者への周知に当たっては効果的に情報提供するよう留意すること。

(8) 標準仕様パレットについて

物流の効率化に向けて、パレット等の標準化が令和3年9月から「パレット標準化推進分科会」において議論されてきたところであるが、令和6年6月28日に、「パレット標準化推進分科会最終とりまとめ」が公表され、「標準仕様パレット」の規格と運用について示された。

「標準仕様パレット」の導入については、2030年度まで（一部の事項は2030年度以降も継続して）中長期的に取り組んでいく必要がある。パレット標準化の円滑な実現に向けて、地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に周知すること。

(9) 異常気象時における輸送の安全確保について

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省・農林水産省・経済産業省の各本省の担当課室の連名で荷主団体宛てに要請文書を発出しているため、本取組みについて地方協議会においても共有・周知すること。また、必要に応じて、気象情報や道路情報等を掲載する全日本トラック協会のホームページも共有・周知すること。

○全日本トラック協会HP：

- ・ <https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>
- ・ <https://jta.or.jp/member/bath.html>

(10) 「ホワイト物流」推進運動について

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き、地方協議会においても地域の荷主やトラック運送事業者等に積極的に周知し、参画を呼びかけること。

また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」(<https://white-logistics-movement.jp/>) を開設していることについても引き続き周知を行うこと。

(11) 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）について

制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト (<https://www.untenshashokuba.jp/>) を開設しているところであり、多くのトラック運送事業者に申請していただけるよう、地方協議会においても本制度について積極的に周知すること。

以上